



10月の相談

教育相談

【いなみっ子悩み相談】
 ▶とき 月～金曜日 8:30～17:15
 ▶担当 教育課指導主事
 ▶内容 いじめ、友人関係、学校不適応、しつけ、親子関係など
 ▶方法 電話、面談
 教育課教育係
 ☎492-9149

青少年の教育相談

▶とき 月～金曜日 9:00～16:30
 ▶ところ 安全安心まちづくり担当室(役場本館2階)
 ▶内容 青少年の家庭教育や地域での指導のあり方など(家庭内暴力・薬物乱用など)高校生も相談できます。
 ▶方法 面談、電話
 ☎0120-96-9695

障がい者なんでも相談

▶とき 身体障がいに関する相談
 月曜日 10:00～12:00
 精神障がい・こころの健康に関する相談 火曜日 10:00～12:00
 知的障がい・発達障がいに関する相談 金曜日 10:00～12:00
 ▶対象 ①「障害者手帳」をお持ちの65歳未満の人②障がいの家族または介護者等③障がいや福祉について相談を希望する人
 ▶内容 専門員による支援・サービスなどの情報提供や助言(要予約)
 ▶予約 地域福祉課障がい福祉係
 ☎492-9167

高齢者総合相談

▶とき 月～金曜日(8:30～17:15)
 ▶ところ 地域包括支援センター(いきがい創造センター1階)
 ▶問合せ 健康福祉課地域包括係(地域包括支援センター)
 ☎492-9150

若者の就労相談

▶対象 15歳から39歳までの就労を希望される人、その保護者
 ▶とき 月～土曜日(祝日除く) 9:00～17:00
 ▶ところ あかし若者サポートステーション
 ☎078-915-0677
 サテライト播磨(加古川)
 ☎079-423-2355

母子家庭等相談

▶とき 10月16日(水)10:00～15:00
 ▶ところ こども課児童福祉係(役場新館1階)
 ▶相談員 兵庫県母子父子自立支援員
 ▶内容 離婚に関する相談にも応じます。(前日までに要予約)
 ▶問合せ こども課児童福祉係
 ☎492-9155

法律相談

▶とき 10月24日(木)13:30～
 ▶ところ コミュニティセンター
 ▶内容 弁護士による法律全般
 ▶申込 相談日の前日8:30から先着9人まで電話で受け付けます。時間帯は指定できません。(相談時間は1人20分)
 ▶問合せ 企画課 ☎492-9130
 ※受付開始後すぐは、電話がつながりにくい場合があります。

行政相談

▶とき 10月24日(木)13:30～15:00
 ▶ところ コミュニティセンター
 ▶内容 国・県・町などへの苦情や意見・要望など
 ▶方法 面談 直接会場へ
 ▶問合せ 企画課 ☎492-9130

消費生活相談員による相談

▶とき 月曜日(休みのときは火曜日)、水曜日、金曜日(9:00～12:00、13:00～16:00)
 ▶内容 消費生活相談員による、契約、多重債務などの相談
 ▶方法 面談、電話 ☎492-9151
 ▶問合せ 危機管理課 ☎492-9168

人権相談

▶とき 10月15日(火)13:30～15:30
 ▶ところ 総合福祉会館
 ▶内容 人権擁護委員による相談
 ▶申込・問合せ 西部隣保館 ☎492-3119

神戸地方方法務局加古川支局人権相談

▶とき 月～金曜日 9:00～17:00(12:00～13:00は除く)
 ▶ところ 神戸地方方法務局加古川支局人権相談室
 ☎0570-003-110

暮らしの法律相談(4月から心配ごと相談事業が新しくなりました)

▶とき・ところ
 司法書士相談
 第1木曜日 総合福祉会館
 第3木曜日 母里福祉会館
 それぞれ13:30～15:00(予約不要、14:30までにお越しください)

弁護士相談
 第2木曜日
 障害者ふれあいセンター
 13:00～15:00(要予約、先着4人)
 ▶申込 稲美町社会福祉協議会
 ☎492-8668

介護相談

▶とき 月～金曜日 9:00～17:00(要予約)
 ▶方法 電話、面談、訪問
 ▶申込・問合せ 稲美町社会福祉協議会
 居宅介護支援事業所こぶし
 ☎492-8779

税理士による無料税務相談

▶とき 10月1日、8日、15日、29日
 いずれも火曜日
 13:30～16:30
 ※予約が必要です
 ▶ところ 加古川税理士会館
 ▶問合せ 近畿税理士会加古川支部
 ☎421-1144

兵庫県弁護士会による高齢者・障がい者の権利擁護なんでも110番

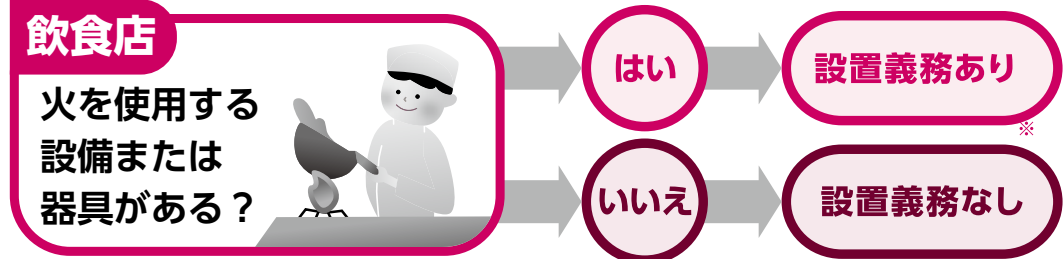
▶とき 10月15日(火)13:00～16:00
 ▶内容 弁護士・社会福祉士などによる無料相談
 ▶方法 電話またはFAX
 ☎078-362-0074
 FAX 078-362-0084



飲食店営業を行う関係者は ご注意ください!



令和元年10月1日から火を使用するすべての飲食店に消火器の設置が必要となりました!



※以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。
 調理油過熱防止装置・・・温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置
 自動消火装置・・・火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの
 その他の安全機能を有する装置(圧力感知安全装置等)



ガソリンの適正な取扱いについて

☆ガソリンの性質と危険性☆

車や発電機の燃料等で幅広く活躍するガソリンですが、次のような性質があり使い方を間違えると非常に危険な物質です!

- 揮発しやすく、可燃性の蒸気を発生させる
- 引火しやすい
- 容器を揺らすまたはガソリンを移し換えた際に発生する静電気でも引火する

☆ガソリンの容器☆

ガソリンを入れる容器は、消防法令により一定の強度のある材質が必要であり、容量も制限されています。



※容器は必ず決められた専用の容器を使用してください!



Q1 灯油用のポリ容器にガソリンを入れても良い?
 A 灯油用のポリ容器にガソリンを入れてはいけません! ガソリン専用の金属容器等に入れる必要があります。

Q2 ガソリンスタンドでガソリンを容器で購入する場合、自らガソリンを注油しても良い?
 A セルフスタンドでは、利用者が自らガソリンを容器に入れることができません!

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを購入される際身分証の確認と使用目的の確認をガソリンスタンド側が行うことがあります。皆様のご理解とご協力をお願いします!

